

行田市ふるさと納税返礼品等提供事業者募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市へ地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金の支出（以下「ふるさと納税」という。）を行った者に対するお礼品として贈呈する商品、サービス等（以下「返礼品等」という。）を提供する協力事業者（以下「返礼品等提供事業者」という。）の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(返礼品等提供事業者の要件)

第2条 返礼品等提供事業者の要件は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、市長が返礼品等提供事業者として適当でないと認める者については、この限りでない。

- (1) 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所若しくは工場のいずれかがある企業、団体若しくは個人事業者又は次に掲げる事業者であること。
 - ア 本市の魅力発信をしている市外の事業者
 - イ 返礼品等の生産を行う市内の事業者との契約により在庫管理、流通等を行う市外の事業者
- (2) 各種法令を遵守した生産、製造、加工、販売又はサービスの提供を行正在のこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 市がふるさと納税に係る事務を委託する事業者（以下「委託事業者」という。）とふるさと納税に対する返礼品等の提供に係る契約を締結できること。

(返礼品等の要件)

第3条 返礼品等提供事業者が登録することができる返礼品等は、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年総務省告示第179号）第5条各号に規定する基準を満たす返礼品等であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、市長が返礼品等として適當でないと認め

る場合は、この限りでない。

- (1) 市の魅力、特色を発信できるものであり、地域産業の振興につながるものであること。
- (2) 品質及び数量の安定した供給が見込めること。この場合において、期間限定又は数量限定の返礼品等については、当該期間内又は数量内での安定した供給が見込めるものに限る。

(返礼品等の相当金額の設定)

第4条 ふるさと納税に係る寄附金額に応じた返礼品等の相当金額は、法第37条の2第2項第1号又は第314条の7第2項第1号に規定する額の範囲内において、市長が定める区分によるものとする。

(返礼品等提供事業者の募集)

第5条 返礼品等提供事業者の募集は、随時行うものとする。

(返礼品等提供事業者の登録申請)

第6条 返礼品等提供事業者の登録（以下「登録」という。）をしようとする者は、行田市ふるさと納税返礼品等提供事業者登録申込書兼誓約書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に申請するものとする。

(返礼品等提供事業者の承認等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに登録の可否を決定し、行田市ふるさと納税返礼品等提供事業者登録承認・不承認決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(返礼品等提供事業者の登録内容の変更)

第8条 前条の規定により登録の承認を受けた返礼品提供事業者（以下「登録事業者」という。）は、第6条の規定による申請に係る登録事項の変更をする場合においては、同条及び前条の規定を準用する。

(返礼品等の申請)

第9条 登録事業者は、返礼品等の提供をするときは、行田市ふるさと納税制度返礼品等申請用紙（様式第3号）により市長に申請するものとする。

(返礼品等の承認等)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審

査し、その結果について当該登録事業者に通知するものとする。

(返礼品等の申請内容の変更)

第11条 登録事業者は、第9条の規定による申請に係る内容の変更をする場合においては、同条及び前条の規定を準用する。

(登録の辞退)

第12条 登録事業者は、登録の辞退をしようとするときは、行田市ふるさと納税返礼品等提供事業者登録辞退申出書（様式第4号）により市長に申し出るものとする。

(登録の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 登録事業者が登録する返礼品等が第3条に規定する要件を満たさないとき。
- (3) 前条の規定による申出があったとき。
- (4) その他市長が登録を取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録事業者の登録を取り消したときは、行田市ふるさと納税返礼品等提供事業者登録取消通知書（様式第5号）により当該登録事業者に通知するものとする。

(登録事業者の責務)

第14条 登録事業者は、返礼品等に係る事故又は紛争が発生したときは、自己の責任及び負担において解決するものとする。

(再委託等の禁止又は制限)

第15条 登録事業者は、返礼品等の提供に係る事務（宅配業務を除く。）を第三者に請け負わせてはならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

2 登録事業者は、登録されたことによる権利及び義務を市長の許可なく第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第16条 登録事業者は、返礼品等に係る個人情報の取扱いについて、行田市個人

情報保護条例（平成13年条例第3号）及び関係法令を遵守するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和2年12月24日告示第269号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第144号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の告示の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この告示の施行後においても当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（令和7年10月28日告示第408号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、様式第1号の改正については、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の告示の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この告示の施行後においても当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。